

# 関西学院大学 研究成果報告

2020年 4月 1日

関西学院大学 学長殿

所属： 法学部  
職名： 教授  
氏名： 川村 康

以下のとおり、報告いたします。

研究制度	<input checked="" type="checkbox"/> 特別研究期間 <input type="checkbox"/> 自由研究期間 <input type="checkbox"/> 大学共同研究 <input type="checkbox"/> 個人特別研究費 <input type="checkbox"/> 博士研究員 ※国際共同研究交通費補助については別様式にて作成してください。
研究課題	唐宋中国における法典と刑罰の構造に関する総合的研究
研究実施場所	自宅、研究室、関西学院大学図書館
研究期間	2019年 4月 1日 ～ 2020年 3月 31日（12ヶ月）

## ◆ 研究成果概要（2,500字程度）

上記研究課題に即して実施したことを具体的に記述してください。

### 研究目的と研究計画

今次の特別研究期間の研究目的は、従来の先学による研究では十分に解明されてこなかった唐宋中国の法典と刑罰の重層的構造についての理解をすすめることによって、前近代中国における法制の発展の方向性を明らかにしてゆくことである。今次の特別研究期間における中心的な研究計画は、1990年度から2018年度までに公表した論文をこの研究目的に沿って体系的に見直すこと、それによって明らかになった不足や誤りに対して史料と研究論文の再精査を通じて補正を加えること、ならびにこれまで論文を執筆して公表することができなかった研究課題についてより一層の検討につとめることによって、論文博士としての博士号を申請するための博士論文を執筆する基盤をより強固にすることである。

### 博士論文の構成と課題の明確化

唐代から明代に至る前近代中国の法制が「唐宋変革期」において断絶を迎えることを強調してきた通説的認識のもとでは、唐宋中国の法典と刑罰の重層的構造を十分に解明することは困難である。宋代の法制は唐代の法制を歴史的な社会変革にあわせて変容させつつ継承したものであり、それが元代そして明代の法制へと受け継がれるものであることを理解しなければならない。このような観点のもとに、1990年度から2018年度までに公表した論文を、博士論文「唐

宋中国における法制の継承と変容」(仮題)を構成するものとして位置づけると、下表のようになる。これにより、優先的に取り組んでゆくべき研究課題は、(1)唐律と宋勅の関係、(2)法欠缺への対処、(3)編配の形成と変容、であることになる。今次の特別研究期間においては、これらの研究課題についての史料収集・分析と考察の深化をめざした。

博士論文の構成	1990年度から2018年度までの公表論文(刊行年)
第1部：法典	
第1章：唐宋中国の法典編纂	慶元条法事類と宋代の法典(1993) / 中国律令法の変容(2013)
第2章：唐律と宋勅の関係	宋代用律考(2002)
第3章：唐令と宋令の関係	宋令変容考(2011)
第2部：法の修正	
第1章：法欠缺への対処	律疏比附筭記：断獄律20条の比附は特殊か(2014) / 宋代比附筭記(2016) / 律疏不応為筭記(2017) / 律疏挙重明軽・挙軽明重筭記(2018) / 唐律坐贓条筭記(2019)
第2章：恩赦	「鬪殺遇恩情理軽重格」考(1995) / 宋代における絶対的法定刑の修正について(2004)
第3章：断例	宋代断例考(1995) / 未生以前の法：中国宋代の断例(2008)
第3部：刑罰	
第1章：唐宋中国の刑罰体系	宋代主刑考(1997)
第2章：死刑	建中三年重杖処死法考(1992) / 唐五代杖殺考(1992) / 宋代杖殺考(1993) / 宋代死刑奏裁考(1994)
第3章：流刑以下	宋代折杖法初考(1990) / 政和八年折杖法考(1992) / 宋代配役考(2000)
第4章：編配	

### 唐律と宋勅の関係

第一の研究課題は、北宋後半期以降に並立した唐律と宋勅というふたつの刑罰法典の相互関係を明確にすることである。これについては、第一段階として『慶元条法事類』に伝存する勅条にもとづく宋勅の復原を部分的に試行し、第二段階として「以勅補律」すなわち唐律の不足を宋勅により補充修改するという相互関係について事例をあげて検討した。その結果、宋勅は唐律との間に相当程度の対応・継承関係を有すること、唐律を最小限度において補充修改するために宋勅は独特な規定形式を備えること、ならびに宋勅による唐律の継承は『宋刑統』を介してなされたことが明らかになった。その成果は、論文「宋代以勅補律考：宋律勅合編序説」(『法と政治』71巻1号、関西学院大学法政学会、2020年5月31日刊行予定)として執筆した。

### 法欠缺への対処

第二の研究課題は、唐代に制度的に許容された挙重明軽・挙軽明重と比附というふたつの法欠缺への対処技法の相互関係を明確にすることである。これについては、『唐律疏議』にあらわれるふたつの技法の適用事例について全般的な比較分析を行った。その結果、挙重明軽・挙軽明重も比附も法欠缺の補充だけではなく法創造や法修正をも目的としていたこと、ならびに両者の違いは目的や方向性の違いにではなく技法としての厳格さの程度にあることが明らかになった。その成果は、論文「挙重明軽・挙軽明重と比附」(『法と政治』70巻1号、関西学院大学法政学会、2019年5月30日)ならびに口頭報告「挙重明軽・挙軽明重と比附」(法制史学会第71回総会、神戸学院大学、2019年6月8日)として公表した。これに加えて、挙重明軽・挙軽明重と比附の違いについての結論を再検証するために、『唐律疏議』における賊盜律40条の適用事例を検討した。その成果は、論文「唐賊盜律40条筭記」(『法史学研究会会報』23号、法史学研究会、2020年3月30日刊行予定)として執筆した。

### 編配の形成と変容

第三の研究課題は、宋代の附加刑としての追放刑である編配の形成と変容の過程を明確にすることである。これについては、唐代の追放刑である流刑の性格について論ずる辻正博「唐律における流刑の本質：恩赦との関係を中心に」に対する書評（法制史研究69号、法制史学会、2020年3月30日刊行予定）を執筆するにとどまり、論文の執筆に至る明確な直接的成果を得ることはできなかった。

### 今後の課題

当面は、今次の特別研究期間において取り組みをすすめたが成果をあげることができなかった研究課題の解明をすすめてゆく。具体的には、第一の研究課題について全般的な宋勅の復原とその唐律との対応検証を行って律条と勅条の対照表を中核とする『宋律勅合編』を編集すること、ならびに第三の研究課題である編配の形成と変容の過程を解明することである。博士論文の執筆はその後のことになるので、早急に研究を進展させてゆかなければならない。

### 特別研究期間研究費の使途

今次の特別研究期間研究費の使途は以下のとおりである。

物品費：363,581円／研究旅費：116,419円／人件費・謝金：0円／その他：0円

以 上

提出期限：研究期間終了後2ヶ月以内

※個人特別研究費：研究費支給年度終了後2ヶ月以内 博士研究員：期間終了まで

提出先：研究推進社会連携機構（NUC）

※特別研究期間、自由研究期間の報告は所属長、博士研究員は研究科委員長を経て提出してください。

◆研究成果概要は、大学ホームページにて公開します。研究遂行上大学ホームページでの公開に支障がある場合は研究推進社会連携機構までご連絡ください。